

先物取引被害全国研究会  
 - その他先物業者の最近の係争 -

番号	業者	取引期間	損害額(概算)	被害者		勧誘の態様	問題となった違法事由	現在の状況	備考
				年齢	職業				
1	株式会社■■■	2013年7月～2013年8月	120万円	43歳	会社役員	スマートCXを勧誘されたが、直後には通常の商品先物取引に勧誘された。	適合性原則違反 新規委託者保護義務違反 説明義務違反 無意味な反復売買	一審係属中	不招請勧誘の禁止を潜脱するために、当初、損失限定型の取引であるとしてスマートCXを勧誘している。 通常先物取引に関しては、最初から最後まで、同限月・同枚数の同時両建、同時直しなどの無意味な取引が繰り返されている。
2	株式会社■■■	2014年5月～2014年6月	366万円	64歳	会社員	白金地金(現物)やスマートCXを勧誘され、その直後には商品先物取引を勧誘された。	不招請勧誘の禁止違反 説明義務違反 両建の勧誘 過当売買	訴え提起準備中	不招請勧誘の禁止を潜脱するために、当初、損失限定型の取引であるとしてスマートCXを勧誘している。
3	▲▲株式会社	2009年11月～2011年9月	2338万円	57歳	歯科医師	「これからは金の時代だ」などと金の先物取引を勧誘された。	適合性原則違反 新規委託者保護義務違反 説明義務違反 実質的一任売買 無意味な反復売買 両建の勧誘	一審係属中	法改正前における不招請勧誘による被害事案である。 極めて多数回にわたり、同限月、異限月の両建が行われている。
4	■■■株式会社	2012年10月～2013年2月	557万円	33歳	自営業	突然、電話で「最近、金の値段が上がっているのを聞いたことがないですか。」と勧誘した。	不招請勧誘の禁止違反 適合性原則違反 断定的判断の提供 新規委託者保護義務違反 説明義務違反 一任売買 無意味な反復売買	一審係属中	法改正後であるにもかかわらず、不招請勧誘が行われている。
5	■■■株式会社	2008年1月～2008年2月	1272万円	40歳	会社員	金地金取引から、商品先物取引を勧誘された。	新規委託者保護義務違反 両建類似取引 等	一審係属中	
6	■■■株式会社	2008年2月～2009年10月	2000万円	67歳	会社代表者	不招請勧誘	新規委託者保護義務違反 過当売買 等	民事調停により和解	
7	■■■株式会社	2010年12月～2012年6月	1300万円	59歳	会社代表者	金地金を購入したところ、さらに商品先物取引を勧誘された。	新規委託者保護義務違反 過当売買 等	一審にて和解	

先物取引被害全国研究会  
 -その他先物業者の最近の係争-

2014. 09. 06

番号	業者	取引期間	損害額(概算)	被害者		勧誘の態様	問題となった違法事由	現在の状況	備考
				年齢	職業				
8	■■株式会社	2013年7月～取引係属中	1500万円	40歳代	歯科技工士	白金地金(現物)を購入したところ、商品先物取引を勧誘された。	不招請勧誘の禁止違反 説明義務違反 断定的判断の提供 実質的一任売買	訴え提起準備中	不招請勧誘の禁止を潜脱するために、当初、白金地金(現物)を勧誘されている。 なお、被害者は以前にも■■株式会社において先物取引を行い損失を被っている。
9	■■株式会社	2010年9月～2011年3月	946万円	50歳	会社員	金地金を購入後、「小遣い稼ぎができる。」などと執拗に商品先物取引を勧誘した。	適合性原則違反 説明義務違反 新規委託者保護義務違反 断定的判断の提供 実質的一任売買 両建、無意味な反復売買	一審係属中	法改正前における不招請勧誘による被害事案である。執拗な勧誘が行われている。
10	■■株式会社 ▲▲株式会社	2009年3月～2013年2月	1551万円	50歳	無職 (パート)	「僕に任せてもらえば絶対に利益が出る。」と勧誘された。	適合性原則違反 説明義務違反 実質的一任売買 無欺 詐欺	一審係属中	3月10日に取引を開始しているが、最初に証拠金を預託したのは3月27日である(無欺)。 2013年1月には、6%の配当が出るなどと架空の取引を勧誘するなど詐欺が行われている。
11	■■株式会社	2011年9月～2012年3月	2678万円	49歳	会社役員	純金積立、金地金取引を勧誘され、金(現物)を買ったところ、商品先物取引を勧誘された。	不招請勧誘の禁止違反 断定的判断の提供 説明義務違反 適合性原則違反 一任売買 無断売買 無意味な反復売買 新規委託者保護義務違反	一審係属中	不招請勧誘の禁止を潜脱するために、当初、純金積立や金地金取引を勧誘されている。
12	■■株式会社	2012年1月～2012年4月	410万円	38歳	会社代表者	白金地金を勧誘され、さやとりを勧誘された。	適合性原則違反 新規委託者保護義務違反 断定的判断の提供 一任売買 無意味な反復売買 両建の勧誘	一審係属中	不招請勧誘の禁止を潜脱するために、当初、白金地金(現物)を勧誘されている。 さやとりであれば確実に利益が得られるかのよう勧誘されたが、取引開始直後から、さやとりではなく、通常先物取引になってしまっている。 口座開設申込書の資産・投資可能資金額欄に、事実と異なる金額を記入するよう指導された。

先物取引被害全国研究会  
 -その他先物業者の最近の係争-

2014. 09. 06

番号	業者	取引期間	損害額(概算)	被害者		勧誘の態様	問題となった違法事由	現在の状況	備考
				年齢	職業				
13	■■株式会社 ▲▲株式会社	2013年2月～2013年4月	505万円	50歳	会社代表者	白金地金を勧誘され購入したところ、スマートCXを勧誘され、その直後に商品先物取引を勧誘された。	適合性原則違反 新規委託者保護義務違反 説明義務違反 実質的一任売買 無意味な反復売買 仕切拒否	一審係属中	不招請勧誘の禁止を潜脱するために、当初、白金地金(現物)を勧誘されている。 被害者は一応会社代表者であるが、従業員はならず、個人事業主(いわゆる一人親方である)に等しい。 口座開設申込書の資産・投資可能資金額欄に、事実と異なる金額を記入するよう指導された。
14	■■株式会社 ▲▲株式会社	2013年4月～2013年6月	541万円	69歳	会社代表者	約3年にわたって勧誘を続けられ、その間に白金地金を購入したところ、それを倉荷証券に替えて代用有価証券として商品先物取引を勧誘された。	適合性原則違反 新規委託者保護義務違反 説明義務違反 無意味な反復売買 仕切拒否	一審係属中	不招請勧誘の禁止を潜脱するために、当初、白金地金(現物)を勧誘されている。 被害者の心理につけ込み、巧みに仕切拒否・仕切回避して取引を継続させている。 口座開設申込書の資産・投資可能資金額欄に、事実と異なる金額を記入するよう指導された。
15	株式会社■■■	2014年3月～2014年5月	278万円	72歳	無職	最初スマートCXを勧誘され、その後、商品先物取引を勧誘された。	不招請勧誘の禁止違反 適合性原則違反 説明義務違反 断定的判断の提供 実質的一任売買	交渉中 (管理部)	不招請勧誘の禁止を潜脱するために、当初、スマートCXが勧誘されている。
16	株式会社■■■	2014年2月～2014年4月	591万円	42歳	会社役員	不招請勧誘	新規委託者保護義務違反 過当売買 等	一審係属中	
17	株式会社■■■	2012年5月～2012年5月	154万円	36歳	会社員	不招請勧誘	適合性原則違反 断定的判断の提供 迷惑勧誘 実質的一任売買 説明義務違反 両建の勧誘	一審係属中	法改正後であるにもかかわらず、不招請勧誘が行われている。被害者が恐怖を感じるくらい執拗な勧誘が行われた。 後日、被害者が苦情を申し立て、不招請勧誘の禁止違反を認めた際の会話につき、録音テープが存在する。

先物取引被害全国研究会  
 -その他先物業者の最近の係争-

2014. 09. 06

番号	業者	取引期間	損害額(概算)	被害者		勧誘の態様	問題となった違法事由	現在の状況	備考
				年齢	職業				
18	株式会社■■■	2003年7月～2006年2月	998万円	59歳	無職	竹村健一の講演を聴きに行ったところ、講演内容のレポートをお届けしたいと執拗に連絡があり、やむなく会ったところ、商品先物取引を勧誘された。	適合性原則違反 説明義務違反 断定的判断の提供 新規委託者保護義務違反 過当取引 両建の勧誘 実質的一任売買 無敷	一審係属中	法改正前における不招請勧誘による被害事案である。執拗な勧誘が行われている。
19	■■■株式会社	2010年12月～2012年6月	4020万円	48歳	会社員	金地金を購入したところ、スマートCXを勧誘され(3か月間ほとんど取引なし)、その後商品先物取引を勧誘された。	新規委託者保護義務違反 過当売買 等	一審係属中	改正法が施行される直前の事案であるが、不招請勧誘の禁止を潜脱するために、金地金、スマートCXなど勧誘されている。
20	■■■株式会社	2011年10月～2012年7月	455万円	35歳	無職 (アルバイト)	異業種交流会で知り合い、「金を使った有利な資産運用がある。」などと、商品先物取引を勧誘された。	適合性原則違反 説明義務違反 不招請勧誘の禁止違反 実質的一任売買 両建の勧誘 無意味な反復売買	一審係属中	法改正後であるにもかかわらず、不招請勧誘が行われている。 被害者は、自分自身の店を持つために、アルバイトをして開業準備資金を貯め、いよいよ開業するためにアルバイト先を辞めたときに勧誘され、開業準備資金の全てを失った。
21	●●	2009年11月～2012年5月	1532万円	67歳	会社代表者	不招請勧誘	説明義務違反 過当売買 等	一審係属中	
22	●●株式会社	2012年6月～2013年10月	8103万円	法人		平成24年4月初旬頃、突然、電話があり、商品先物取引の勧誘を始めた。	適合性原則違反 断定的判断の提供 説明義務違反 新規委託者保護義務違反 過当取引 一任売買 無意味な特定売買	一審係属中	法改正後であるにもかかわらず、不招請勧誘が行われている。
23		2012年10月～2013年10月	2878万円	44歳	会社代表者				

先物取引被害全国研究会  
 -その他先物業者の最近の係争-

2014. 09. 06

番号	業者	取引期間	損害額(概算)	被害者		勧誘の態様	問題となった違法事由	現在の状況	備考
				年齢	職業				
24	■■株式会社	2012年3月～2013年2月	1億7600万円	49歳	会社代表者	不招請勧誘	新規委託者保護義務違反 過当売買 一任売買 等	一審係属中	
25	■■株式会社	2014年1月～	300万円	41歳	自営業	「取引をすれば儲かる。リスクは円高だけであるが、アベノミクスで円高にはならない。」などと勧誘された。	不招請勧誘の禁止違反 適合性原則違反 説明義務違反	訴え提起準備中	法改正後であるにもかかわらず、不招請勧誘が行われている。
26	■■株式会社	1997年11月～2009年7月	2億9185万円	35歳	会社代表者	「取引をすれば必ず儲かる。」などと勧誘された。	適合性原則違反 説明義務違反 無意味な反復売買 両建の勧誘 一任売買	一審係属中	法改正前における不招請勧誘による被害事案である。執拗な勧誘が行われている。
27	●●株式会社	2000年7月～2007年4月	3516万円	56歳	会社員	突然に電話勧誘された。	適合性原則違反 断定的判断の提供 実質的一任売買 両建の勧誘 過当取引 新規委託者保護義務違反 差玉向かい	一審係属中	定年退職の直前に勧誘され、取引開始の直後には退職し、嘱託従業員となっている。
28	××株式会社 2014年1月～2014年5月		1550万円	73歳	無職 年金生活者	スマートCXを勧誘したが、直後には通常の商品先物取引に勧誘された。	不招請勧誘の禁止違反 適合性原則違反 新規委託者保護義務違反 説明義務違反 無意味な反復売買	訴え提起準備中	損害1550万円のうち、1100万円以上が業者の手数料である。
29	××株式会社 2013年4月～2013年12月		1488万円	66歳	無職	「金の取引に興味はあるか。」と言われ、はっきり断つたのに、その後も執拗に勧誘され、結局、金地金と勘違いして取引を開始してしまった。	強迫による取消 不招請勧誘の禁止違反 説明義務違反 断定的判断の提供 実質的一任売買	訴え提起準備中	「興味がないので訪ねてきても無駄ですよ。」と明確に断つたのに訪ねてきた。早期退職したときの退職金を失ってしまった。